

条例全文

▼他団体事例

	施行日
P 2 京都府人権尊重の共生社会づくり条例	(R 7. 4. 1)
P 5 井手町人権尊重のまちづくり条例	(R 8. 4. 1)
P12 綾部市人権尊重のまちづくり条例	(R 4. 4. 1)
P14 南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例	(R 4. 1. 1)
P16 亀岡市人権尊重推進条例	(R 6. 4. 1)

▼宇治市のお他条例

	施行日
P20 宇治市ケアラー支援条例	(R 8. 7. 8)
P22 宇治茶の普及とおもてなしの心の醸成に関する条例	(H26. 10. 16)
P23 宇治市文化芸術振興条例	(R 元. 12. 27)
P25 宇治市男女生き生きまちづくり条例	(H16. 12. 7)

京都府人権尊重の共生社会づくり条例

日本国憲法においては、国民が全ての基本的人権の享有を妨げられないものとされ、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として保障するとともに、国民は不断的努力によって憲法で保障される自由及び権利を保持しなければならない、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うことを定めている。

我が国においては、この憲法の下に、国際的な人権に関する諸条約等にもものっとり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきたところであり、近年においても、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律等、個別の人権課題に関する法律が相次いで制定施行されている。

京都府においても、これら人権尊重に関する現行法制の下に、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、人権尊重の精神の涵養^{かん}を図るとともに人権尊重の理念を広く府民に普及させるための施策を定め、実施するなど、国、市町村その他の関係機関等と連携して地域の実情を踏まえた取組を進めてきた。

しかしながら、現状をみるに、人権課題の生起がやむことはなく、人種、信条、性別、社会的身分、門地等による不当な差別その他の人権侵害が存在しているといわざるを得ない。特に、近年の急速な情報通信技術の進展に伴うインターネット上の人権侵害については、その匿名性や情報発信の容易さ等の特性から、誰もが加害者にも被害者にもなり得る状況が生じており、被害者の救済を図る施策の一層の推進が強く求められる実情にある。

また、府民が全ての人権の享有を妨げられず、平和で心豊かな社会を実現するためには、府民一人ひとりの尊厳と人権が共に尊重される必要があるが、そのためには、人権尊重の基盤となる社会の秩序が適正に保持されるとともに、全ての府民が自己の権利の行使に伴う責任を自覚し、自己の人権と同様に他人の人権をも尊重すべきであるという意識がより一層府民に浸透されることが必要である。

こうした状況において、私たちは、府民一人ひとりの尊厳と人権が共に尊重され、全ての府民が、地域等の社会において「守られている」、「包み込まれている」等といった社会からの温かさを感じることができるようになるとともに、誰もが主体的に社会に参画し、自らの可能性を伸ばすことができる人権尊重の共生社会づくりを推進しなければならない。

このような認識の下に、私たちは、府民一人ひとりの尊厳と人権の重要性を認識するとともに、それぞれの個性の違いを認め合い、つながり、支え合うことができる人権尊重の共生社会づくりにたゆまぬ努力を続けることを決意し、この条例を制定する。

(定義)

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人権尊重の共生社会づくり 府民一人ひとりが、人種、信条、性別、社会的身分、門地等により不当に差別されることなく、かけがえのない個人として相互に人権を尊重し合いながら支え合う共生社会を形成することをいう。
- (2) 人権尊重の共生社会づくり施策 人権尊重の共生社会づくりのために行う人権教育及び人権啓発並びに相談体制の整備に関する施策をいう。
- (3) 推進計画 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第5条の規定による施策を策定し、及び実施するために府が策定する人権教育及び人権啓発に関する計画をいう。

(基本理念)

第2条 人権尊重の共生社会づくりは、人権教育・啓発推進法第3条に定める基本理念を踏まえつつ、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- (1) 府民一人ひとりが、相互に人権の意義並びにその尊重及び共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深め合うとともに、自己の権利の行使に伴う責任を自覚し、及び自己の人権と同様に他人の人権をも尊重するものであること。
- (2) 府民一人ひとりが、それぞれの個性が認められる寛容な社会の一員として、つながり、支え合うものであること。
- (3) 府民一人ひとりが、生涯にわたりあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるものであること。
- (4) 情報化の進展等社会情勢の変化に的確に対応するものであること。
- (5) 人権に関する相談に的確に対応するものであること。

(府の責務)

第3条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権尊重の共生社会づくり施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 府は、人権尊重の共生社会づくり施策の策定及び実施に当たっては、国、市町村その他の関係機関等と連携し、及び協働して取り組むものとする。

(市町村への協力)

第4条 府は、人権尊重の共生社会づくりの推進のため、人権尊重の共生社会づくり施策を実施する市町村に対し、情報の提供その他の必要な協力を行うものとする。

(府民及び事業者の責務)

第5条 府民及び事業者は、基本理念にのっとり、人権尊重の共生社会づくりに関する理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 府民及び事業者は、府が実施する人権尊重の共生社会づくり施策に協力するよう努めるものとする。

(推進計画)

第6条 知事は、人権尊重の共生社会づくり施策を総合的かつ計画的に実施するため、推進計画において、次に掲げる事項（以下「基本的事項」という。）を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の共生社会づくりに関する基本的な考え方
 - (2) 人権尊重の共生社会づくり施策の目標
 - (3) 人権尊重の共生社会づくり施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
 - (4) その他必要な事項
- 2 知事は、基本的事項を推進計画に定めるに当たっては、次条第1項の規定による懇話会における意見交換を行うほか、府民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。
 - 3 知事は、基本的事項を推進計画に定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
 - 4 前2項の規定は、推進計画に定められた基本的事項を変更する場合について準用する。

(懇話会)

第7条 知事は、人権尊重の共生社会づくり施策の策定及び効果的な実施に関する事項について専門的な知見を有する者と府とが意見を交換するための懇話会を開催するものとする。

- 2 府は、前項の規定による懇話会における意見交換の内容を参考として、人権尊重の共生社会づくり施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に推進計画に基本的事項が定められている場合において、当該推進計画が基本理念に即し、かつ、その策定について第6条第2項及び第3項に規定する措置に準じる措置が講じられたものとして知事の指定を受けたものであるときは、当該指定に係る推進計画は、同条第1項から第3項までの規定により基本的事項が定められたものとみなす。

井手町人権尊重のまちづくり条例

前文

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」
とうたう世界人権宣言の理念は、人類普遍の原理である。

我が国では、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法及び市民的及び政治的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約をはじめとする国際人権条約の下、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）が制定されるなど、差別解消に向けた取組が進められてきた。

井手町においても、この間、人権を尊重する社会の実現に向け、人権教育及び人権啓発の指針となる井手町人権教育・啓発推進計画を策定し、人権尊重を基本とした施策の推進に努めてきたところである。

しかしながら、依然として、人種、信条、性別、社会的身分、門地等によるあらゆる差別（以下「あらゆる差別」という。）が存在しており、さらには、情報化の進展に伴い、新たな媒体を介しての差別を助長する掲示や誹謗中傷などが顕在化している。

これらの人権問題については、差別を受けた者等にその解決の責任がないことは当然であり、差別を行った者がその責任を負わなければならない。また、これらの人権問題の多くは、社会構造の中で生じており、社会として解決していくことが必要である。私たち一人一人がその当事者であるとの認識の下、自他の人権を尊重し、差別をはじめとする人権問題の解消に向けて取り組んでいかなければならない。

私たちは、あらゆる差別は決して許されるものではないとの認識の下、すべての住民の人権が尊重されるまちづくりの実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、井手町（以下「町」という。）、住民及び事業者（以下「住民等」という。）の責務を明らかにするとともに、あらゆる差別は決して許されるものではないとの認識の下、その施策に必要な事項を定め、もって、すべての住民の人権が尊重される社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）住民 町内に居住し、又は通勤若しくは通学をする者をいう。

(2) 事業者 町内で事業活動を行う者をいう。

(3) 差別 人種、信条、性別、社会的身分、門地、民族、国籍、年齢、性的指向（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向をいう。）、ジェンダーアイデンティティ（同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティをいう。）障がい、疾病、出身その他の属性（以下「人種等の属性」という。）を理由とする不当な扱い、排除、又は制限であつてあらゆる分野において、権利・利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう。また、正当な理由なく人種等の属性を理由に、サービス若しくは機会の提供を受け入れないこと、又は当該提供に当たって場所、時間帯等を制限し、若しくは当該人種等の属性を有さない者に対しては付さない条件を付すことその他の不当な差別的取扱いによるものをいう。

（基本理念）

第3条 あらゆる差別の解消を図るための施策及び住民等が行う人権尊重に関する活動は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 社会のあらゆる分野において人権が尊重されること。
- (2) 対話を通じて差別の解消を図ることが重要であること。
- (3) 差別の解消に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念等の改善を図ること。
- (4) 差別の意図の有無にかかわらず、その解消を図ること。
- (5) 差別を行った者がその責任を自覚すること及び差別を受けた者等の心情等を理解することを社会として促進すること。
- (6) 差別を受けた者等がその困難を乗り越えることができるよう社会として支えていくこと。
- (7) 差別の解消を図ることにより、多様性が尊重され、誰一人取り残されることのない共生社会の実現に寄与すること。

（差別の禁止）

第4条 何人も、差別をしてはならない。

（表現の自由等への配慮）

第5条 この条例の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

（町の責務）

第6条 町は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、町行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、差別を解消するための取組をはじめとする人権施策を総合的、積極的かつ計画的に推進するものとする。

2 町は、人権施策を推進するに当たっては、関係部局等相互の緊密な連携を図るとともに、国、京都府（以下「府」という。）、関係団体と連携・協力するものとする。

(住民等の責務)

第7条 住民等は、基本理念に基づき、基本的人権を尊重し、自らも人権意識を高めるよう努めるとともに、町が行うあらゆる差別の解消を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

(推進方針の策定等)

第8条 町は、第6条に規定する施策を行うに当たり、井手町人権教育・人権啓発推進方針（以下「推進方針」という。）を策定する。

2 推進方針に、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 人権教育及び人権啓発に関すること。

(2) 人権相談体制に関すること。

(3) 人権施策の推進体制に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、あらゆる差別の解消を図り人権が尊重される社会の実現に関すること。

3 町は、推進方針の策定にあたっては、住民の意見を反映させるために必要な取組を行うものとする。

4 町は、社会情勢の変化等により必要が生じたときは、推進方針を見直すものとする。

(調査の実施)

第9条 町は、推進方針に基づく施策を効果的に行うために、国及び府が行う調査に協力するとともに、必要に応じて、人権に関する住民の意識調査等を行うものとする。

(教育及び啓発の実施)

第10条 町は、推進方針に基づき、国及び府との適切な役割分担を踏まえて、あらゆる差別の解消を図るための教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(推進体制の充実)

第11条 町は、推進方針に基づく施策を効果的に行うために、国、府等と連携を図るとともに、推進体制の充実を図るよう努めるものとする。

第2章 差別の解消に向けた体制の充実

(相談業務)

第12条 町は、差別を受けた者又はその親族からの差別に関する相談（以下「相談」という。）に応じなければならない。

2 町は、相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 必要に応じて関係機関と連携して、助言、関係者間の調整その他の必要な対応を行うこと。

(2) 必要に応じて関係機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

3 相談に応ずる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 町は、第2項各号の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な人員を確保するとともに、相

談に応ずる者に対し、同項各号の業務の遂行に必要な知識及び技術を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(申立て)

第13条 住民等で、差別を受けた者は、当該差別について、町長に対し、当該差別を解消するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

2 差別を受けた者の親族は、当該差別について、当該差別を受けた者に代わって、町長に対し、当該差別を解消するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

3 前項の申立ては、差別を受けた者の明示の意思に反してすることができない。

4 第1項及び第2項の申立て（以下「申立て」という。）は、当該申立てに係る差別が次のいずれかに該当するときは、することができない。

(1) 裁判所による判決又は公的な仲裁機関若しくは調停機関による裁決等により確定した権利関係に関するもの

(2) 裁判所又は公的な仲裁機関若しくは調停機関において係争中のもの

(3) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過したもの

(4) 差別に係る相手方（以下「相手方」という。）が不明であるもの

(5) 町の区域外で生じたもの。ただし、差別がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法により行われた場合であって、内容が住民等に関するものであると認められるときは、町の区域内で生じたものとみなす。

(助言又はあっせん)

第14条 町長は、申立てがあったときは、当該申立てをした者（以下「申立人」という。）又は相手方に対し、助言又はあっせんをすることができる。ただし、助言又はあっせんをすることが適当でないと認められるときは、この限りでない。

2 町長は、申立てがあったときは、当該申立てに係る差別の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、申立人及び相手方は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

3 町長は、助言若しくはあっせん又は前項の規定による調査を行うにあたり必要があると認めるときは、その対象となる差別に関係する町の機関に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4 町長は、助言又はあっせんを行うにあたり、あらかじめ井手町人権尊重推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。ただし、前2項に規定する調査の結果等から委員会に意見を聴く必要がないと町長が認めるときは、この限りでない。

5 助言又はあっせんの対象となる差別の当事者が、町の職務の執行に関わるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、町長は、助言又はあっせんを行うに当たり、あらかじめ委員会の意

見を聴くものとする。

- 6 町長は、あっせんによっては申立てに係る差別の解消の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

(あっせんに関する勧告)

第15条 前条第1項に規定するあっせんに対し、正当な理由なくこれに従わないときは、町長は、差別を行った者に対し、その差別を解消するための措置を取るよう勧告することができる。

(意見の聴取)

第16条 町長は、前条の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告の対象となる者にその理由を通知し、その者に対し、弁解の機会を与えなければならない。

(助言及びあっせん並びに勧告の状況の公表)

第17条 町長は、差別の発生の防止又は差別が発生した場合における当該差別の解決に資するため、第14条第1項の助言若しくはあっせん又は第15条の規定による勧告を行った場合において、申立人、相手方の個人情報を除いて、必要な事項を一般に公表するものとする。ただし、特別の事情があるときは、公表しないことができる。

- 2 第15条に規定する勧告に従わず、差別を反復・継続する等、悪質な行為と認められる場合は、氏名又は名称を公表することができる。

- 3 町長は、前項に規定する氏名又は名称を公表しようとするときには、あらかじめ委員会の意見を聴くものとする。

(差別に係る調査)

第18条 委員会は、第14条第4項又は第5項の規定により意見を聴かれた場合において、必要があると認めるときは、差別の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、申立人、相手方は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、あらかじめ指定する範囲で前項の調査を行わせることができる。

(町長が申立ての相手方である場合)

第19条 委員会は、町長が申立ての相手方である場合には、差別の事実関係について調査を行う。

- 2 委員会は、申立てがあったときは、当該申立てに係る差別の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、申立人、相手方は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

- 3 委員会は、助言若しくはあっせん又は前項の規定による調査を行うにあたり必要があると認めるときは、その対象となる差別に関係する町の機関に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

- 4 委員会は、第2項の規定により調査を行うときは、町長に対してあらかじめ当該申立ての事実を通知し、弁解の機会を設けなければならない。

- 5 委員会は、第1項の調査を行った場合において、その内容を公表する。

第3章 声明

(声明)

第20条 町長は、差別に該当する事案で深刻なものが発生した場合において、必要があると認めるときは、住民等への差別意識の広がりを抑えるため、声明を発出することができる。

- 2 町長は、前項の規定により声明を発出しようとするときは、あらかじめ委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、かつ、その意見を聴く時間的余裕がない場合は、この限りでない。

- 3 委員会は、前項本文の規定により意見を聴かれたときは、町長が定めた期間内に町長に答申するものとする。

- 4 町長は、第2項ただし書の規定により、委員会に意見を聴かずに第1項の規定により声明を発出したときは、当該声明を発出した後、委員会にその旨を報告しなければならない。

- 5 委員会は、第2項本文の規定により意見を聴かれた場合において、その調査のため必要があると認めるときは、関係者に意見を述べる機会を与えることができる。

第4章 人権尊重推進委員会

(人権尊重推進委員会の設置)

第21条 町長は、次項各号に掲げる事項を行わせるため、委員会を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 第14条第4項及び第5項並びに第17条第3項に基づき、町長から意見を聴かれた場合において、これを調査し、意見及び結果を答申すること。

(2) 第20条第4項の規定により町長から報告を受けること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、第2章に規定する差別の解消に向けた体制の充実に関する事項及び前章に規定する声明に関わる事項について、町長から意見を聴かれた場合において、これを調査し、意見及び結果を答申すること。

- 3 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 4 委員は、人権に関する豊かな知識及び経験を持ち、中立性及び専門性を有する、学識経験者、団体の役員又は構成員から、町長が委嘱する。

- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 委員の再任は妨げないものとする。

- 7 前各項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(守秘義務)

第22条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を洩らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市人権尊重のまちづくり条例

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理である。日本国憲法においても、基本的人権の享有が保障され、法の下での平等が定められている。しかし、同和問題（部落差別）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国籍等の人、感染症患者等へのさまざまな人権侵害は依然として存在し、また、インターネット上での人権侵害、性的指向・性自認に関する新たな課題が顕在化するなど、社会情勢の変化等により、人権問題は多様化している。

国においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）が制定され、地方公共団体においても、地域の実情に応じた人権課題の解決に向けて更なる取組が求められている。

綾部市においては、全国に先駆け「世界連邦都市宣言」を行い、「綾部市市民憲章」を制定するなど、人権尊重のまちづくりを基軸に施策の推進に取り組んできたが、多様化している人権課題に対し、市、市民及び事業者等が協力し、より一層、人権尊重の理念の普及を推進していく必要がある。

ここに私たちは、お互いの多様性を認め合い、支え合う共生社会を実現し、誰もが安心して心豊かに暮らしていける、真に、人権が尊重されるまちづくりを進めていくことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、人権侵害は決して許されるものではないとの認識の下、人権に関する施策の推進について基本的な事項や方針を定めることにより、全ての市民の人権が等しく尊重されるまちづくりに寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 人権尊重のまちづくりの推進は、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという認識を基本として行わなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条の規定に基づき、市民及び事業者等の人権意識の高揚に努めるとともに、人権侵害を解消するための施策、その他人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、第2条の規定に基づき、さまざまな人権に関する取組に協力するとともに、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であるということを認識し、学校、家庭、地域、職場、その他のあらゆる場において、人権尊重の意識の高揚に努めなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、第2条の規定に基づき、さまざまな人権に関する取組に協力するとともに、事業活動に関わる全ての人の人権尊重の意識の高揚に努めなければならない。

(推進計画)

第6条 市長は、人権尊重のまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権教育・啓発推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、人権尊重のまちづくりを推進するための施策を総合的に企画し、実施するために必要な体制を整備するものとする。

(教育及び啓発の充実)

第8条 市は、市民及び事業者等の人権尊重の意識の高揚を図るため、関係機関等と連携し、あらゆる機会をとらえて人権教育を推進するとともに、人権啓発活動の充実を図るものとする。

(相談体制等の充実)

第9条 市は、さまざまな人権問題に関する相談に的確に応じるため、国及び京都府等と連携し、必要な相談体制等の充実に努めるものとする。

(調査)

第10条 市は、人権侵害の実態の把握やその他、人権施策の策定、実施に必要な調査を行うことができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

人権とは、すべての人が生まれながらに持っているものであり、人間らしく生きていくために必要な誰からも侵されることのない基本的権利とされています。

人間らしく、自分らしく生きていくためには、自分の人権とともに他人の人権を守るという意識を身に付け、人権が尊重されることにより、誰ひとり取り残されることのない社会の実現に向けて主体的に行動していくことが必要です。

国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと、人権尊重に関する取組が行われ、近年では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)などの法律が制定され、各地方自治体においても地域の実情にあわせた更なる取組が進められています。

しかし、今もなお、社会的身分、門地、人種、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、障がい、疾病、職業、年齢などを理由とした不当な差別や暴力などの人権侵害が存在しており、これらは、国際化、情報化といった社会の急激な変化によってさらに顕在化しています。

現代社会において、一人ひとりの多様性に対する理解も深まっていますが、一方では、これらに対し、関心を持たないことなどが要因となって、人権侵害の当事者となる可能性もあります。

南丹市では、すべての施策の基本として人権の尊重を掲げ、誰もがかけがえのない個人として尊重され、お互いの個性や価値観の違いを認めあう相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活出来る共生社会の実現に向け、まちづくりを推進してきました。

このことを実現し、さらに発展させていくためには、社会に存在する様々な人権問題について、その実態や原因を正しく理解するとともにあらゆる機会や場を通じて解決に向けた展望や具体的な方針を持って取り組む必要があります。

ここに、市民一人ひとりが多様性を認めあい、共に支えあう社会を実現し、すべての人権が尊重されるまちづくりを進めていくことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市における人権尊重のまちづくりに関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策(以下「人権施策」という。)の推進について必要な基本的事項を定めることにより、人権尊重の意識の高揚を図り、もって人権を尊重し多様性を認めあうまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、それぞれ[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 市民 市の区域内に居住、勤務、在学又は滞在する者をいう。
- (2) 事業者 市の区域内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 人権を尊重し多様性を認めあうまちづくりは、すべての人が生まれながらにして基本的人権を持っており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという認識を基本として行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、[第1条](#)の目的及び[前条](#)の基本理念を達成するため、人権尊重の視点をあらゆる施策に生かすよう努めるとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、人権施策の推進に当たっては、国、京都府、関係団体などとの連携を図るとともに、必要な推進体制の充実に取り組まなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民及び事業者は、[第3条](#)の基本理念にのっとり、人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手として、学校、家庭、職場、地域その他のあらゆる場において、人権尊重の意識の高揚に努めるものとする。

2 市民及び事業者は、市が行う人権施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第6条 市長は、人権を尊重し多様性を認めあうまちづくりの実現に必要な人権施策を効果的に推進するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 市長は、基本方針を定めようとするときは、[第10条第1項](#)に規定する南丹市人権尊重のまちづくり審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、基本方針を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 [前2項](#)の規定は、基本方針の変更について準用する。

(教育及び啓発の充実)

第7条 市は、市民及び事業者の人権尊重の意識の高揚を図るため、関係機関などと連携し、あらゆる機会をとらえて人権教育を推進するとともに、人権啓発の充実に努めるものとする。

(相談体制の充実)

第8条 市は、あらゆる人権問題に関する相談に応じるため、関係機関などと連携し、相談の実施、情報の提供、その他必要な支援など体制の充実に努めるものとする。

(調査)

第9条 市長は、[第1条](#)の目的を達成するために、必要な調査を行うことができる。

(審議会の設置)

第10条 基本方針や人権施策などに関する重要な事項を審議するため、南丹市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 基本方針の策定及び変更について審議すること。

(2) [前号](#)に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、人権施策に関する重要な事項を調査、審議すること。

3 審議会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、市民及び関係団体の代表者、専門的な知識を有する者、その他市長が認める者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員の報酬等の額は、[南丹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例\(平成18年南丹市条例第74号\)](#)の定めるところによる。

8 [前各項](#)に規定するもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

亀岡市人権尊重推進条例

人権とは、全ての人が有している人間らしく生きる権利であり、将来にわたって守られるべき権利です。一人一人の不断の努力によって、かけがえのないこの権利を守っていくことが大切です。

本市では、人権尊重・平和を市政の最重要課題と位置付け、世界恒久平和の実現に向けて1955年に亀岡市「世界連邦平和都市」宣言（現亀岡市「世界連邦・非核平和都市」宣言）を宣言するとともに、同和問題（部落差別）の解決を目指し、市全体で取組を進め、その取組の中で積み上げた成果や手法を活かし、あらゆる人権問題を解決するため、亀岡市「生涯学習都市」宣言に掲げる人間の尊重及び亀岡市民憲章に謳う平和と人権の根づくまちに基づく人権尊重のまちづくりを推進してきました。

その取組の成果として、亀岡市男女共同参画条例（平成14年亀岡市条例第29号）、亀岡市犯罪被害者等支援条例（平成24年亀岡市条例第3号）、亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例（平成30年亀岡市条例第16号）、亀岡市子どもの権利条例（平成30年亀岡市条例第50号）を制定したほか、亀岡市パートナーシップ宣誓制度の創設等を通じて、女性、犯罪被害者、障害者、子ども、高齢者等や、性的指向及び性自認等にかかわらず、全ての人の人権が尊重される社会の実現のため、市民とともに努力を重ねてきました。

国においては、2016年以降、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号）及び性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）が施行されるなど、差別解消に向けた取組が進められています。

しかしながら、今もなお、社会的身分や出身、性別、年齢、障害や疾病の有無、民族、人種、国籍、性的指向、性自認等を理由とした人権侵害が存在しています。また、インターネットの普及等によ

る情報化社会の進展や、経済的格差の拡大等社会情勢の変化に伴い、複雑で多様な人権問題の解決が課題となっています。

全ての人の人権が尊重される社会を実現するためには、こうした複雑で多様な人権問題の解決に向け、市民一人一人が、人権問題に対して正しい理解と認識を深め、不当な差別を許さない、不当な差別をしない、そして、あらゆる人権問題を解決するという意識を持ち、子どもの権利を大切にし、子どもの最善の利益を実現することや、障害者等に対する必要かつ合理的な配慮を行うなど、積極的に行動していかなければなりません。

このような共通認識の下、私たちは、一人一人が互いの人権を尊重し、互いに認め合い、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを推進していく決意をここに表明し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、本市における人権尊重のまちづくりに関して、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び企業等の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策（以下「人権施策」という。）の推進について必要な基本的事項を定めることにより、市民等及び企業等の人権尊重の意識の高揚を図り、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- (2) 企業等 市内で事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を有しており、一人一人の人権が相互に尊重されるものであるという認識の下、誰一人置き去りにされることなく、互いに認め合い、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを基本として行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」とい

う。)にのっとり、必要な人権施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、互いに認め合い、人権を尊重し、人権尊重のまちづくりの担い手として、学校、家庭、職場、地域その他のあらゆる場において、人権意識の高揚に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に資するよう努めるものとする。

(企業等の役割)

第6条 企業等は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、あらゆる人権問題の解決に向けた取組を主体的に推進し、人権が尊重される社会の実現に資するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 市は、人権尊重のまちづくりの推進に必要な人権施策を効果的に推進するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権教育及び人権啓発の推進に関する事項
- (2) 人権問題に関する相談及び支援体制の推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項

3 市長は、基本計画の策定及び進捗管理等に当たっては、第10条第1項に規定する亀岡市人権尊重推進審議会の意見を聴かななければならない。

4 市は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

6 市は、基本計画に基づいて必要な人権施策を推進するとともに、国、府その他関係機関との連携を強化するなど、推進体制の充実に努めるものとする。

(人権教育及び人権啓発の推進)

第8条 市は、人権尊重のまちづくりに関する市民等及び企業等の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発の推進に努めなければならない。

（相談・支援体制の推進）

第 9 条 市は、あらゆる人権問題に関する相談に応じるとともに、必要な支援を行うため、相談及び支援体制の推進に努めなければならない。

（亀岡市人権尊重推進審議会の設置）

第 10 条 市長の諮問に応じ、本市における人権尊重のまちづくりの推進に関し必要な事項を調査審議するため、亀岡市人権尊重推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(1) 第 7 条に規定する基本計画の策定及び進捗管理等に関すること。

(2) その他、人権尊重のまちづくりに必要な施策に関すること。

（組織等）

第 11 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体の役員又は構成員

(3) 公募の市民

(4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（亀岡市人権条例（仮称）制定審議会条例の廃止）

2 亀岡市人権条例（仮称）制定審議会条例（令和 5 年亀岡市条例第 14 号）は、廃止する。

高齢、身体、知的又は精神その他の心身の機能の障害、疾病等により援助を必要とする家族等に対する「ケア」は、人生の中で誰もが携わり得るものであり、社会を支える不可欠な営みである。

宇治市は、「認知症の人にやさしいまち うじ」や、在宅医療・介護連携の推進、障害者及び障害児の相談支援体制の充実、ヤングケアラー支援等、関係機関と連携しながら、ケアラーを支える取組を行ってきたところである。

こうした取組が行われてきたところではあるが、今もなおケアの多くは、家族等が担っており、こうした人の中には、誰にも相談することができず、社会から孤立し、ケアに伴う大きな負担から、健康や学業、仕事等の日常生活に深刻な影響が生じている人もいる。また、障害のある子やひきこもり等の状態にある子を残して親が死亡した場合や、高齢化等により介護が困難となるいわゆる「親なき後」の問題等、多くのケアラーは、自らがケアを担えなくなつた後の生活に強い不安を抱えている。

このため、ケアラー当事者の意見を聴きながら、障害、高齢・介護、児童福祉等に関する計画の中にケアラー支援に関する施策を掲げ、推進することが一層求められているところである。

このような状況を踏まえ、ケアラーが抱える悩みや課題を地域社会全体の問題として認識し、本市、議会、市民、事業者、関係機関及び民間支援団体等が連携して、ケアラーが夢と希望を持つて社会に参加し、自己実現を図ることができるよう支援を行い、誰一人取り残すことなく、住み慣れた地域で、ケアをされる側も、ケアをする側も安心して、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、ケアラーに対する支援(以下「ケアラー支援」という。)に関し、基本理念を定め、本市及び議会の責務並びに市民、事業者、関係機関及び学校等の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営むことができるよう、ケアラーを社会全体で支えることができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ケア 介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助をいう。
- (2) ケアラー 高齢、身体、知的又は精神その他の心身の機能の障害、疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対し、無償でケアを提供する者をいう。
- (3) ヤングケアラー ケアラーのうち、子ども基本法(令和4年法律第77号)第2条第1項に規定する子どもである者をいう。
- (4) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (6) 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、児童の福祉等に関する業務を行い、当該業務においてケアラーに関わる可能性がある機関をいう。
- (7) 学校等 関係機関のうち、ヤングケアラーと関わり、又は関わる可能性がある学校その他教育に関する業務を行う機関をいう。
- (8) 民間支援団体 ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

2 ケアラー支援は、本市、議会、市民、事業者、関係機関及び民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することがないように社会全体で支えるように行われなければならない。

3 ケアラー支援は、ケアラーの年齢、境遇、ケアの内容等、ケアラーを取り巻く状況の変化に応じて、支援が適切かつ切れ目なく行われなければならない。

4 ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラー自身の意向を適切に把握し、及び尊重した上で、適切な教育の機会を確保し、心身の健やかな成長及び発達等が図られるように行われなければならない。

(本市の責務)

第4条 本市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、ケアラー支援に関

する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 本市は、支援を必要としているケアラーの把握に努めるものとする。

3 本市は、[前2項](#)の施策を円滑に実施することができるよう、ケアラー及びその関係者の意見を踏まえ、市民、事業者、関係機関及び民間支援団体等と相互に連携し、又は協力するものとする。

(議会の責務)

第5条 議会は、基本理念にのっとり、ケアラー支援の取組を効果的に推進するとともに、必要に応じて本市へ提言等を行うものとする。

2 議会は、市民、事業者、関係機関及び民間支援団体等が行うケアラー支援についての意識啓発や活動に協力するものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性について理解を深め、ケアラーが孤立することのないように十分配慮するとともに、本市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラー支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、本市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、当該従業員がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第8条 関係機関は、基本理念にのっとり、本市が実施するケアラー支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、支援を必要とするケアラーの把握に努め、ケアラーと認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、その健康状態、生活環境等を確認し、ケアラー支援の必要性の把握に努めるものとする。

3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、適切な他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第9条 学校等は、[前条第2項](#)に規定するもののほか、ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、ヤングケアラーの教育の機会の確保に係る状況を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

2 学校等は、[前条第3項](#)に規定するもののほか、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応じるよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第10条 本市は、ケアラーが置かれている状況についての理解及びケアラー支援に関する知識が深まり社会全体としてケアラー支援が推進されるよう、市民、事業者及び関係機関に対し、広報活動、啓発活動その他必要な施策を講じるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○宇治茶の普及とおもてなしの心の醸成に関する条例

平成26年10月16日

条例第27号

数ある日本茶の中でも高級茶の代名詞とも言える宇治茶は、鎌倉時代から続いているとされる本市の特産品であり、生産、販売、その他の関連する産業は本市にとって重要な産業となっている。

しかし、近年の生活様式の多様化や飲料の種類の増加などにより、抹茶はもとより急須でお茶をいれる習慣が薄れ、茶を振る舞うおもてなしの機会が減少している。

茶業を重要な伝統的産業としている本市にとって危機感を覚えざるを得ない状況である。

宇治が宇治茶発祥の地である誇りを持ち、宇治茶の消費拡大等による「宇治茶の普及」や、客人に宇治茶を振る舞うことを通した「おもてなしの心の醸成」により、先人たちが築き上げてきた宇治茶の伝統及び産業を守り、国内外に情報発信をすることにより、本市がさらに発展することを目指す。

このような考えの下に本条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民、茶業者及び市の役割等を明らかにし、宇治茶の普及及び宇治茶によるおもてなしの心の醸成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 宇治市内に在住、勤務、在学及び市内で活動する者、茶業以外の事業を営む者をいう。
- (2) 茶業者 宇治茶の生産、加工又は流通に関する事業を営む者をいう。
- (3) おもてなし 来訪者等に対し、心地良く感じてもらえるように礼を尽くし接することをいう。

(市民の参画・協力)

第3条 市民は、茶業者及び市が行う宇治茶の普及及び宇治茶によるおもてなしの心の醸成に関する取組に積極的に参画し、協力するよう努めるものとする。

(茶業者の役割)

第4条 茶業者は、宇治茶の普及及び宇治茶によるおもてなしの心の醸成に努め、宇治茶によるおもてなしの心の醸成に関する取組を主体的に進めるとともに、市民及び市と相互に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第5条 市は、宇治茶の普及及び宇治茶の生産振興並びに宇治茶によるおもてなしの心を醸成するために必要な施策に取り組むよう努めるものとする。

(宇治茶によるおもてなし)

第6条 市民、茶業者及び市は、おもてなしの心を持つて来訪者等を迎え、宇治茶を振る舞い宇治茶の魅力を伝えるなど、宇治茶によるおもてなしを行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宇治は、京都・奈良の中間に位置することから、古代より交通の要衝として発展してきた。また、宇治川と山々が織り成す風光は歌人たちを魅了し、宇治の情景は多くの歌に詠まれてきた。平安時代には、貴族の別業の地として栄え、源氏物語宇治十帖の舞台となるなど、華麗な王朝文化の一端を担った。鎌倉時代に茶の栽培が始まり、室町時代以降は有力な茶の産地となる。江戸時代、宇治茶が高級茶の代名詞としての名声を確立するとともに、平家物語などの古典文学作品が広く読まれ、その舞台となった宇治の名も知れ渡つてゆく。

このように、宇治は、それぞれの時代で新たな特色を生み出し、豊かな文化と伝統、歴史を築き上げてきた。

現代に生きる我々の暮らしには、世界遺産をはじめとする多くの文化財、幾千年の時を超えて滔々^{とう}と流れる宇治川の清流、豊かな緑と茶園景観、歴史ある町並みなど、魅力ある文化と伝統、歴史が息づいている。

これまで培われてきた歴史と豊かな自然を背景とした文化と伝統を守り、育て、磨き、未来に継承するとともに、自主的かつ創造的な文化芸術活動の促進を図ることにより、お茶と歴史・文化の香る「ふるさと宇治」を将来にわたり希望と活力に満ちた魅力あふれるまちとするため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、本市の責務並びに市民、文化芸術団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、本市が推進する施策の基本的事項を定めることにより、本市が市民、文化芸術団体及び事業者と協働して文化芸術の継承及び発展に努め、並びに文化芸術活動の促進を図り、もつて心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術 文化芸術基本法(平成13年法律第148号)が対象とするものをいう。
- (2) 文化芸術活動 文化芸術を創造し、享受し、保護し、活用し、継承し、又はこれらの活動を支援することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、勤務し、若しくは在学する者又は市内において文化芸術活動を行う者をいう。
- (4) 文化芸術団体 市内において文化芸術活動を行う団体をいう。
- (5) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体及び市内で事業を行う個人をいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う市民、文化芸術団体及び事業者それぞれの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、本市、市民、文化芸術団体及び事業者が協働して文化芸術活動の促進が図られなければならない。

(本市の責務)

第4条 本市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術の振興を図るための施策(以下「施策」という。)を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、文化芸術の担い手として、自主的かつ創造的な文化芸術活動を行うとともに、その活動を相互に理解し、尊重するよう努めるものとする。

(文化芸術団体の役割)

第6条 文化芸術団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の担い手として、自主的かつ創造的な文化芸術活動を一層促進するとともに、地域社会の一員として、文化芸術活動の活性化に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、文化芸術活動の活性化に努めるもの

とする。

(施策の推進)

第8条 本市は、この条例の目的を達成するために、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 文化芸術活動を行う機会の充実に関すること。
- (2) 文化芸術活動に係る交流の促進に関すること。
- (3) 高齢者の文化芸術活動の促進に関すること。
- (4) 障害者の文化芸術活動の促進に関すること。
- (5) 青少年の文化芸術活動の促進に関すること。
- (6) 文化芸術の担い手の育成に関すること。
- (7) 文化芸術活動に係る情報の収集及び発信に関すること。

(文化芸術振興基本計画)

第9条 本市は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な計画(以下「文化芸術振興基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 本市は、文化芸術振興基本計画の策定に当たっては、市民、文化芸術団体及び事業者から広く意見を聴き、これを反映するよう十分配慮するものとする。
- 3 本市は、文化芸術振興基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、文化芸術振興基本計画を変更する場合について準用する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

目次

前文

第1章 総則(第1条―第8条)

第2章 男女共同参画に関する基本的施策(第9条―第21条)

第3章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等(第22条・第23条)

第4章 男女共同参画に関する苦情等及び相談の申出(第24条・第25条)

第5章 宇治市男女共同参画審議会(第26条―第35条)

第6章 雑則(第36条)

附則

我が国においては、日本国憲法において、個人の尊重及び法の下での平等がうたわれ、昭和60年(1985年)に女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約が批准されたことを契機として、男女平等の実現に向けた様々な取組が国際社会における取組と連動して進められ、平成11年(1999年)には男女共同参画社会基本法が制定された。

本市においても、市民や事業者などの協力を得て、男女平等や男女共同参画の推進に関する多様な施策を展開してきた。しかしながら、今なお、家庭、地域、職場、学校などの分野において、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会慣行が根強く残っている。さらに、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化及び国際化、情報通信の高度化などが社会経済情勢に急激な変化を生じさせている。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心して生活することができ、住みたい、住んでよかつたと実感することができるまちを築くためには、すべての人が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野の政策及び方針の決定過程に対等に参画することができる地域社会の実現が重要である。

ここに、本市は、市民や事業者などと協働して男女共同参画の推進に取り組むことにより、市民一人ひとりが生き生きと暮らすことができるまちづくりを進めるため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、本市の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もつて男女が生き生きと暮らすことができるまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 性別にかかわらず、男女の人権が尊重され、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によつて社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の各号に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が、個人としての人権を尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての個性と能力を十分に発揮する機会が確保されること。
- (2) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重され、健康の保持増進が図られること。
- (3) 家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、暴力的行為(身体的、精神的又は経済的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)及び他の者を不快にさせる言動が根絶されること。
- (4) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (5) 男女が、社会の対等な構成員として、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (6) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭

生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動と社会生活における活動とを共に行うことができるよう配慮されること。

(7) あらゆる教育の場において、多様な選択を可能にする教育及び学習機会の充実が図られること。

(8) 国際社会における男女共同参画の推進に関する取組に留意し、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を市の重要課題として総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民、事業者、社会のあらゆる分野において教育活動を行う者(以下「教育に携わる者」という。)&及び市内において非営利的活動を行う市民団体等(以下「市民団体等」という。)(以下「市民等」と総称する。)&並びに国、京都府その他の地方公共団体と連携し、及び協力して取り組むものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において主体的かつ自立的に男女共同参画の推進に取り組むよう努めるとともに、地域に根ざした男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)を遵守するとともに、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、教育が男女共同参画の推進に果たす役割の重要性にかんがみ、個々の教育本来の目的を実現する過程において、基本理念を踏まえた教育を行うよう努めなければならない。

2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民団体等の責務)

第8条 市民団体等は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、活動方針の決定、活動計画の立案等において、男女が共に参画する機会を確保するよう努めなければならない。

2 市民団体等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、地域に根ざした男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画の策定に当たっては、あらかじめ宇治市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見が反映されるよう努めなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 市長は、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて男女共同参画計画の見直しを行わなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定及び実施に当たつての配慮)

第10条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第11条 市は、基本理念に関する市民等の理解を深め、情報を主体的に読み解くための能力の向上が図

られるよう、情報及び学習機会の提供、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(積極的格差是正措置)

第12条 市は、法令等により設けられた委員、委員会、審議会、審査会及びこれらに準ずるものの構成員の任命又は委嘱については、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均等を図るよう努めるものとする。

2 市は、職員の登用及び職域の拡大については、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

(雇用の分野における男女共同参画)

第13条 市は、事業者に対し、その雇用における男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、学習機会の提供、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し男女共同参画の推進に関する取組の状況について報告を求めることができる。

(個人で営む事業における男女共同参画)

第14条 市は、農業及び商工業等の分野における個人で営む事業において、男女共同参画が推進されるよう情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭生活における活動と職業生活における活動の両立等)

第15条 市は、市民が家庭生活における活動と職業生活における活動の両立を図ることができ、地域社会に参加することができるよう必要な支援及び環境の整備に努めるものとする。

(教育における男女共同参画)

第16条 市は、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を推進する教育及び学習活動の振興に努めるものとする。

(市民等の活動の支援)

第17条 市長は、市民等が行う男女共同参画の推進のための活動を促進するため、市民等との協働に努めるとともに、情報の提供その他の必要な支援を行わなければならない。

(年次報告書の公表)

第18条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(市民等の表彰)

第19条 市長は、男女共同参画の推進に関する取組の普及を図るため、当該取組を積極的に行つたと認められる市民等を表彰することができる。

(情報収集及び調査研究)

第20条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報収集及び調査研究を行わなければならない。

(拠点施設)

第21条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、宇治市男女共同参画支援センター条例(平成15年宇治市条例第6号)第1条に規定する宇治市男女共同参画支援センターをそれらの拠点施設とする。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第22条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行つてはならない。

2 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、他の者に対し性的な言動を行うことにより、その者の生活の環境を害し、若しくは不快な思いをさせ、又は当該性的な言動を受けた者の対応により、その者に不利益を与える行為を行つてはならない。

3 何人も、配偶者等(夫婦関係及び恋愛関係にある男女その他の密接な関係にある男女のいずれか一方をいう。以下同じ。)に対し、暴力的行為を行つてはならない。

(市民に表示される情報の制限)

第23条 市は、市が作成し、広く市民に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識及び配偶者等に対する暴力的行為を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないものとする。

2 市は、広く市民に表示される情報において、性別による固定的な役割分担意識及び配偶者等に対する暴力的行為を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現が行われないよう啓発活動に努めるものとする。

第4章 男女共同参画に関する苦情等及び相談の申出

(苦情等の申出)

第24条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、苦情等があるときは、市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携を図るとともに、必要な措置を講じなければならない。

(相談の申出)

第25条 市民等は、性別による差別又は男女共同参画を阻害する要因により権利侵害のおそれがある旨の相談があるときは、市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するため、本市に宇治市男女共同参画相談員(以下「相談員」という。)を置く。
- 3 次の各号に掲げる事項については、第1項の規定による申出をすることができない。
 - (1) 裁判所において係争中の事項又は判決等のあつた事項
 - (2) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)等の規定による不服申立てを行つている事項又は裁決等のあつた事項
 - (3) 議会に請願又は陳情を行つている事項
 - (4) 相談員に関する事項
- 4 相談員は、必要に応じ、関係者に対しその同意を得た上でその説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求め、及び必要があると認めるときは、助言、是正の要望等を行うものとする。
- 5 相談員は、3人以内とする。
- 6 相談員は、男女共同参画の推進に関し、知識及び経験のある者のうちから市長が委嘱する。
- 7 相談員の任期は、2年とする。ただし、相談員が欠けた場合における補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 相談員は、再任されることができる。

第5章 宇治市男女共同参画審議会

(設置)

第26条 男女共同参画の推進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、宇治市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第27条 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査及び審議を行い、市長に答申する。

- 2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し必要があると認める事項について、市長に意見を述べるることができる。

(組織)

第28条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民代表
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第29条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第30条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第31条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによ

る。

(専門部会)

第32条 審議会は、必要に応じて専門部会を設置し、審議会が必要とする事項について調査、研究等を行わせることができる。

(意見の聴取等)

第33条 会長は、審議会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第34条 審議会の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

(会長への委任)

第35条 この章に規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の議決を経て会長が定める。

第6章 雑則

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第25条の規定は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成16年宇治市規則第47号により平成16年12月7日から施行。平成17年宇治市規則第1号により附則第1項ただし書に規定する規定は平成17年3月7日から施行)

- 2 この条例の施行後最初の審議会の会議の招集は、第31条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則(平成28年条例第15号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。